

号外第19 (平成19年9月28日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

[条例]

△	横浜市長の在任期間に関する条例【都市経営局都市経営推進課】	2
△	横浜市手数料条例の一部を改正する条例【健康福祉局生活衛生課】	3
△	横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例【市民活力推進局市民情報室】	4
△	横浜市公会堂条例等の一部を改正する条例【市民活力推進局地域施設課】	5
△	区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例【市民活力推進局区連絡調整課】	7
△	横浜市保育所条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育運営課】	8
△	横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例【健康福祉局地域支援課】	9
△	横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正する条例【健康福祉局障害支援課】	10
△	横浜市介護保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局介護保険課】	11
△	横浜市墓地及び霊堂に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局環境施設課】	12
△	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例【資源循環局業務課】	13
△	横浜市建築基準条例等の一部を改正する条例【教育委員会事務局教育政策課】	15
△	横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例の一部を改正する条例【まちづくり調整局建築企画課】	17
△	横浜市開発事業の調整等に関する条例及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例【まちづくり調整局宅地企画課】	18
△	横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例【港湾局港湾経営課】	19
△	横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【安全管理局企画課】	20

[規則]

△	区長委任規則及び横浜市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則【市民活力推進局地域施設課】	21
△	横浜市港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する規則【港湾局港湾経営課】	26

[達]

△	横浜市行政文書取扱規程の一部改正【行政運営調整局法制課】	27
---	------------------------------	----

[その他]

△	横浜市行政文書管理規則の一部改正及び横浜市行政文書取扱規程の全部改正についての一部改正について（行政運営調整局長通知）【行政運営調整局法制課】	29
---	---	----

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年9月28日

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例第53号

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第23条中「（占有者）」を「及び使用者（事業者を除き、占有者及び使用者）」に改める。

第25条中「運搬」の次に「（横浜市の処理施設における排出を除く。）」を加える。

第25条の3を第25条の5とする。

第25条の2中「法第6条第1項の規定により横浜市が定めた」を削り、同条を第25条の4とする。

第25条の次に次の5条を加える。

（家庭から排出される廃棄物の排出）

第25条の2 占有者等は、法第6条第1項の規定により横浜市が定めた一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（事業系廃棄物の排出）

第25条の3 事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、事業系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める排出場所に排出しなければならない。

（改善勧告等及び命令）

第25条の3の2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、占有者等が第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第25条の3の3 市長は、事業者が第25条の3の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わ

ないときは、その旨を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定により公表された者が、第1項の規定による勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(受入拒否)

- 第25条の3の4 市長は、前条第3項の規定により命令を受けた者が、第25条の3の規定に違反して自ら搬入した事業系廃棄物を横浜市の処理施設に排出したときは、期限を定めて、その者が搬入する事業系廃棄物(その者が排出する事業系廃棄物に限る。)の受入れを拒否することができる。

第39条中「法第6条第1項の規定により定める」を削る。

第51条に次の2項を加える。

- 2 第25条の3の2第2項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出した者は、2,000円以下の過料に処する。
- 3 第25条の3の3第3項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の次に5条を加える改正規定(第25条の2及び第25条の3に係る部分を除く。)及び第51条に2項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。